

工事書類簡素化ガイドライン (土木・営繕)

令和7年2月

(令和7年4月1日適用)

松江市財政部契約検査課

建設工事監理室

令和2年3月に策定した「工事書類簡素化要領(土木・営繕)」を廃止し、本ガイドラインを策定しました。

【目的】

昨今の建設業界は、慢性的な人材不足に加え、若手の担い手不足により従業員の高齢化が進み、さらに令和6年4月からは建設業において残業時間の上限が定められるなど、業界取り巻く環境がより一層厳しい状況にあります。

このような状況の中、公共工事を受注する企業からは、管理資料や自治体への提出書類が多く、提出書類の簡素化・効率化が求められています。

このことを踏まえ、松江市が定める書類の簡素化・効率化を図るため、本ガイドラインを策定しました。

【対象工事】

松江市が発注する土木・営繕工事を対象とする。

【実施項目】

実施する項目は、以下の5項目とします。

1. 提出書類の押印廃止

受発注間で取り交わす契約に関する書類、施工に関する書類について、以下の書類を除き押印廃止とします。

押印が必要な書類

- ・契約書(変更契約を含む)
- ・工事打合簿(受注者は電子印可)
- ・証明に関する書類(例:週休2日工事履行証明書、工事実績証明書など)

※ 押印廃止に伴い様式を一部変更していますので、使用する様式データは、松江市ホームページから最新データをダウンロードしてください。

2. 押印廃止に伴う書類提出方法について

押印廃止された書類の提出方法(その他データによる提出が可能なものも含む)について、提出による移動時間の効率化及びペーパーレス化を図るため、原則メールによる提出とします。

一度に送付するデータ容量は、20MBまでにしてください。また、やむを得ない事情がある場合は監督員と協議し、承諾を得た場合は紙による提出も認めます。

3. 提出書類等の簡素化

提出書類等の簡素化を図りました。具体的な内容については、別記1を参照してください。

※ 書類簡素化に伴い、様式を変更・廃止しています。変更した様式データは、松江市ホームページから最新データをダウンロードしてください。

4. 提出する書類の統一化

これまで提出方法について明確にされていなかった以下の書類について、統一化を図ることとします。

【土木・営繕共通】

・建退共掛金収納書

工事打合簿による提出とします。

※メール提出可とし、その場合、証紙を貼り付けた紙をスキャナー等でデータ化し提出してください。また、証紙原本(発注者用)については、竣工時に受注者から発注者へ提出することとします。

・休日等取得実績表(週休2日工事試行実施要領)

工事打合簿による提出とします。

【土木編】

・計画工程表兼工事履行報告書(毎月報告分)

受注者は、報告書を単独(工事打合簿による提出不要)で押印(電子印可)の上、1部提出(メール可)してください。

受け取った発注者は、総括監督員まで確認(押印)し保管してください。

また、「情報共有システム」を利用する場合は、システム内で提出をしてください。

5. 令和2年3月に策定した要領を引き続き実施する項目

令和2年3月に策定した要領について、以下の項目については、引き続き実施するものとする。

1	占有者への完了届提出用写真 ※土木のみ	発注者で作成すべきものであるため提出不要です。
2	道路交通規制図書について	受注者が作成し、関係機関に提出するものであるため、監督職員に対しては提出ではなく提示とし、メールによる提示を可とします。
3	計画工程表兼工事履行報告書	工事の進捗がなく、計画・実施ともに0%の場合は提出不要です。 当初請負額500万円未満の場合は提出不要ですが、監督職員と別途工程の共有を行ってください。
4	工事打合簿のメール提出について	受注者からのメール提出を可とする。なお、受注者の押印は電子印も可とする。

別記Ⅰ 提出書類の簡素化

【土木編】

項目		簡素化の内容	摘要根拠
1	工事測量成果の結果について(起工測量など)	測量結果が設計図書に示されている数値と差異がない場合は、工事打合簿で実施報告(差異がないことを記載)をするのみとし、測量成果資料の添付は不要とします。	・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-38
2	設計図書の照査結果について	設計図書を照査した結果、該当する事実(設計図書との不一致等)がない場合は、工事打合簿で照査を行った事実を報告(照査を行った結果、問題なしと記載)するのみとし、資料の提出は不要とします。	・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-3 ・松江市建設工事請負契約約款第 19 条第 1 項第 1 号から 5 号
3	施工計画書「指定機械」について	<p>施工計画書の記載事項である「指定機械」について、「メーカー名」の記載は不要とします。</p> <p>※ 計画時点ではメーカー名は決定しておらず、リース先の在庫等に影響するなど、直前での変更もあることから機種、形式(規格)等概ねの大きさが解る程度を記載してください。</p>	<p>前回、改訂時に変更したが、周知を図っていなかったため、今回掲載するもの</p>
4	施工計画書「主要資材」について	<p>施工計画書の記載事項である「主要資材」について、カタログ、試験成績表等の添付は不要とします。</p> <p>※ 監督職員または検査職員から請求があった場合は提示ができるように整理をしておいてください。</p>	<p>・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-4</p> <p>・島根県公共工事共通仕様書特記事項における松江市の運用</p>
5	木製構造物の施工に関する書類	<p>特記仕様書に定められた木製構造物施工計画に基づく構造物を使用する際は、使用材料の確認を発注者から受注者へ聞き取ることとし、受注者から提出のあった「木材利用状況書」は廃止します。</p> <p>(「木製構造物施工計画(予定)」の様式を変更)</p>	・木製構造物の施工に関する特記仕様書

6	交通安全管理警備業者との委託契約ができないことを証明する書類について	警備業者 3 者と契約が出来ないことを証明する書類を提示することとします。(これまでは提出を求めていました。)	・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-33 ・島根県公共工事共通仕様書 特記事項
7	監督職員による確認、立会願について	仕様書では、「あらかじめ立会願を監督職員に提出しなければならない。」としていますが、情報共有システム(ASP)、メール、その他資料(定期的に報告している工程表等)による立会願、また電話による立会願も可能とします。	・島根県公共工事共通仕様書 3-1-1-4
8	工事立会写真について(工事打合簿提出時)	監督職員が現場立会した結果を、工事打合簿で報告に添付する立会写真は、立会状況の写真1枚とする。(監督職員が測定している状況の接写写真などは不要) 監督職員は、立会時に測定した結果をメモするなど記録してください。 なお、金額変更に係る立会の場合は、変更箇所などが分かるよう撮影し提出するものとします。(枚数の限定はなし)	・島根県公共工事共通仕様書 3-1-1-4
9	段階確認立会写真について(工事打合簿提出時)	監督職員が現場立会した結果を、工事打合簿で報告に添付する立会写真は、立会状況の写真1枚とする。(監督職員が測定している状況の接写写真などは不要) なお、金額変更に係る立会の場合は、変更箇所などが分かるよう撮影し提出するものとします。(枚数の限定はなし)	・島根県公共工事共通仕様書 3-1-1-4
10	品質証明員の通知について	氏名、資格(資格証明書の写しを添付)、経験、経歴書を記載した資料を、受注者は整備、保管することとします。(これまでは提出を求めていました。) 工事着工について(届)、現場代理人届、[専任の]主任(専門)技術者届(様式第3号)等を準用してください。 なお、監督職員から請求があった場合は提示してください。	・島根県公共工事品質証明実施要領(案)

11	品質証明に関する書類について	<p>品質証明員による受注者(社内)への報告は、任意(自由)様式とします。</p> <p>※ 「品質証明報告書(様式第 33 号)」は廃止します。また、「品質証明書(様式第 32 号)」内の品質証明員の押印を廃止します。</p>	<p>・島根県公共工事共通仕様書 3-1-1-6</p>
12	支給品を用いて工事を行う手続きについて	<p>支給品を用いて工事を行った場合は、実際に使用した支給品の数量を「支給品受領書(様式第 15 号)」にて精算時に報告することとします。</p> <p>※ 支給品受領書(様式第 15 号)の現場代理人の押印を廃止します。</p> <p>※ 支給品引き受けの際に提出する「支給品受領書(様式第 15 号)」は不要とし、精算時のみの手続きとします。「支給品精算書(様式第 16 号)」は廃止します。</p>	<p>・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-16</p> <p>・松江市建設工事請負契約約款 第 15 条</p>
13	現場発生品が出た場合の手続きについて	<p>現場発生品が生じた場合は、有価物または再利用可能なものだけを対象に「現場発生品調書(様式第 28 号)」で提出をすることとします。(それ以外の品目については提出不要です。)</p>	<p>・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-17</p>
14	工事材料持出の承認手続きについて	<p>工事現場内に搬入した工事材料を工事現場外に搬出する場合は「工事打合簿」による協議とします。</p> <p>※ 「工事材料持出承認願(様式第 14 号)」は廃止します。</p>	<p>・松江市建設工事請負契約約款 第 13 条第 4 項</p>
15	休日又は夜間作業の連絡方法について	<p>連絡方法については、情報共有システム(ASP)、メール、その他資料(週休2日の計画表等)で連絡することも可能とします。なお、口頭による連絡は不可とします。</p> <p>また、休日施工の度に毎回連絡する必要はありません。(一括連絡可)</p>	<p>・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-37</p>
16	計画工程表兼工事履行報告書について(中間前払金支払い時)	<p>直近に提出があった「計画工程表兼工事履行報告書」で、所定の出来形、進捗が確認された場合は、支払い時の提出は不要とします。</p>	<p>・松江市建設工事請負契約約款 第 35 条第 4 項</p> <p>・松江市建設工事請負代金中間前払 制度実施要領 2(1)</p>

17	現場代理人等変更届について	書式内の記載内容を以下のとおり変更します。 ※ 変更理由の追加 ※ 変更前の生年月日の記入不要 ※ 変更前の資料の添付不要	・松江市建設工事請負契約約款 第10条
18	天災その他の不可抗力による損害額の協議・承諾について	「天災その他の不可抗力による損害の通知(様式第20号の1)」および「被災内訳(第20号の2)」ですみやかに通知することは従来どおりとしますが、その後の協議については工事打合簿において協議することとします。 ※ 「天災その他の不可抗力による損害額の協議(様式第21号)」は廃止します。	・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-39 ・松江市建設工事請負契約約款第30条
19	部分使用承諾書について	これまでの参考様式を統合し、1つの様式で協議・承諾することとします。 ※ 「部分使用協議書」(参考様式)と「部分使用承諾書」(参考様式)の書式を統合。	・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-22 ・松江市建設工事請負契約約款 第34条
20	中間検査写真について	検査終了後に提出される検査状況写真は2枚(書類検査時1枚、現場臨場時1枚)とします。(書類検査状況や測定項目毎の出来形確認状況写真の撮影、提出は不要です。)	
21	竣工検査写真について	検査終了後に提出される検査状況写真は2枚(書類検査時1枚、現場臨場時1枚)とします。(書類検査状況や測定項目毎の出来形確認状況写真の撮影、提出は不要です。)	
22	出来形管理図表について	当初請負金額が250万円未満の工事は、出来形管理について以下のとおりとします。 「出来形管理図表」は、ばらつきの状況(判定)を見やすくするための折れ線グラフは不要とします。 ①設計値と実測値の対比表、または②設計図面への記入のいずれか1つで良いこととします。	・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-20

23	品質管理図表について	<p>当初請負金額が 250 万円未満の工事は、品質管理について以下のとおりとします。</p> <p>「品質管理図表」は、ばらつきの状況(判定)を見やすくするための折れ線グラフは不要とします。①設計値(規格値)と実測値が解る表のみで良いこととします。</p>	・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-20
24	安全教育訓練実施資料の提示について	<p>当初請負金額が 250 万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。(労災事故等があった場合は提示等を求めます。)</p>	・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-20
25	安全巡視日報の提示について	<p>当初請負金額 250 万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。</p>	
26	巡回点検表の提示について	<p>当初請負金額 250 万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。</p>	
27	道路工事等保安施設記録簿の提示について	<p>当初請負金額 250 万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。</p>	
28	道路工事等保安施設記録簿について	<p>書式内の記載内容を以下のとおり変更します。</p> <p>※ 保安施設の確認時期を変更 (変更前) 毎日の作業後に確認 (変更後) 週初めの現場作業前と週終わりの現場作業後に確認</p> <p>※ 工事及び規制区間が日々変わる場合には毎日の作業後に確認するものとします。</p> <p>※ 木製保安施設を使用した場合の数量を記入する欄の追加</p>	
29	納入伝票の提示について	<p>当初請負金額 250 万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。</p>	
30	JIS 製品のカタログ等確認資料の提示について	<p>当初請負金額 250 万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。</p>	

31	現場記録表(工事日報)の提示について	当初請負金額 250 万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。	
32	デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する書類について	受注者は、電子黒板を用いた写真を電子納品する場合は、JACIC が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提示することとします。(これまでは提出を求めていました。)	・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-23 ・島根県公共工事共通仕様書特記事項
33	工事検査通知書について	工事検査通知書(様式第22号)を廃止し、情報共有システム(ASP)、メール、電話(口頭)で連絡することとします。	・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-20
34	工事契約変更協議書について ※変更協議に関する承諾書	「変更協議に係る承諾書(様式第 19号の 2)」を廃止し、「工事契約変更協議書」に『協議に対し承諾する場合は、契約書に押印すること』を追記し承諾したものとみなします。 ※ 工事契約変更協議書(様式第 19号)の様式を変更します。 ※ 発注者は、負担行為決裁に変更協議書(案)を添付し決裁を受けることとします。このことについては、別途通知します。	・松江市建設工事請負契約約款第 24、25、31 条 ・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-14、15
35	工事着手届及び現場代理人・主任技術者等届について	2つの様式を1つの様式に統合し、提出書類の省力化・効率化を図ります。 ※ 「工事着工について(届)、現場代理人届、[専任の]主任(専門)技術者届」に統合します。	
36	工事における電子納品 特記仕様書について	原則、すべての工事を電子納品対象工事とします。詳細については、特記仕様書(令和7年4月改定)を参照ください。 ※ 書類のペーパーレス化を図るとともに、受注者の経費削減を図ります。	

37	建設副産物情報交換システム(COBRIS)への登録について	<p>受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず、請負金額 100 万円以上の場合は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)に登録することとします。</p> <p>※ これまで、建設リサイクル法の対象工事について、再資源化等報告書の提出を求めていましたが、提出不要とし様式を廃止します。</p> <p>※ 詳しくは、島根県公共工事共通仕様書特記事項をご参照ください。</p>	<p>・島根県公共工事共通仕様書 特記事項 1-1-1-18</p>
38	計画工程表兼工事履行報告書	<p>竣工月にあたる「計画工程表兼工事履行報告書」の提出については不要とする。</p> <p>※ 進捗率が100%で提出されることが明らかであり、竣工届も提出されることから省力化を図るものとする。</p>	

【営繕編】

	項目	簡素化の内容	摘要根拠
1	支給品を用いて工事を行う手続きについて	<p>支給品を用いて工事を行った場合は、実際に使用した支給品の数量を「支給品受領書(様式第 15 号)」にて精算時に報告することとします。</p> <p>※ 支給品受領書(様式第 15 号)の現場代理人の押印を廃止します。</p> <p>※ 支給品引き受けの際に提出する「支給品受領書(様式第 15 号)」は不要とし、精算時のみの手続きとします。「支給品精算書(様式第 16 号)」は廃止します。</p>	<p>・松江市建設工事請負契約約款 第 15 条</p>

2	工事材料持出の承認手続きについて	<p>工事現場内に搬入した工事材料を工事現場外に搬出する場合は「工事打合簿」による協議とします。</p> <p>※ 「工事材料持出承認願(様式第 14号)」は廃止します。</p>	・松江市建設工事請負契約約款 第 13 条第 4 項
3	休日又は夜間作業の連絡方法について	<p>連絡方法については、情報共有システム(ASP)、メール、その他資料(週休2日の計画表等)で連絡することも可能とします。なお、口頭による連絡は不可とします。</p> <p>また、休日施工の度に毎回連絡する必要はありません。(一括連絡可)</p>	
4	計画工程表兼工事履行報告書について(中間前払金支払い時)	<p>直前に提出があった「計画工程表兼工事履行報告書」で、所定の出来形、進捗が確認された場合は、支払い時の提出は不要とします。</p>	<p>・松江市建設工事請負契約約款 第 35 条第 4 項</p> <p>・松江市建設工事請負代金中間前払金 制度実施要領 2(1)</p>
5	現場代理人等変更届について	<p>書式内の記載内容を以下のとおり変更します。</p> <p>※ 変更理由の追加</p> <p>※ 変更前の生年月日の記入不要</p> <p>※ 変更前の資料の添付不要</p>	・松江市建設工事請負契約約款 第 10 条
6	天災その他の不可抗力による損害額の協議・承諾について	<p>「天災その他の不可抗力による損害の通知(様式第 20 号の 1)」および「被災内訳(第 20 号の 2)」ですみやかに通知することは従来どおりとしますが、その後の協議については工事打合簿において協議することとします。</p> <p>※ 「天災その他の不可抗力による損害額の協議(様式第 21 号)」は廃止します。</p>	<p>・島根県公共工事共通仕様書 1-1-1-39</p> <p>・松江市建設工事請負契約約款第 30 条</p>
7	部分使用承諾書について	<p>これまでの参考様式を統合し、1 つの様式で協議・承諾することとします。</p> <p>※ 「部分使用協議書」(参考様式)と「部分使用承諾書」(参考様式)の書式を統合。</p>	・松江市建設工事請負契約約款 第 34 条

8	中間検査写真について	検査終了後に提出される検査状況写真は2枚(書類検査時1枚、現場臨場時1枚)とします。(書類検査状況や測定項目毎の出来形確認状況写真の撮影、提出は不要です。)	
9	竣工検査写真について	検査終了後に提出される検査状況写真は2枚(書類検査時1枚、現場臨場時1枚)とします。(書類検査状況や測定項目毎の出来形確認状況写真の撮影、提出は不要です。)	
10	安全教育訓練実施資料の提示について	当初請負金額が250万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。(労災事故等があった場合は提示等を求めます。)	
11	安全巡視日報の提示について	当初請負金額250万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。	
12	巡回点検表の提示について	当初請負金額250万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。	
13	納入伝票の提示について	当初請負金額250万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。	
14	JIS製品のカタログ等確認資料の提示について	当初請負金額250万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。	
15	現場記録表(工事日報)の提示について	当初請負金額250万円未満の工事は、検査時における提示は原則不要とします。	
16	工事検査通知書について	工事検査通知書(様式第22号)を廃止し、情報共有システム(ASP)、メール、電話(口頭)で連絡することとします。	
17	工事契約変更協議書について ※変更協議に関する承諾書	「変更協議に係る承諾書(様式第19号の2)」を廃止し、「工事契約変更協議書」に『協議に対し承諾する場合は、契約書に押印すること』を追記し承諾したものとみなします。 ※工事契約変更協議書(様式第19号)の様式を変更します。	・松江市建設工事請負契約約款第24、25、31条

18	工事着手届及び現場代理人・主任技術者等届について	<p>2つの様式を1つの様式に統合し、提出書類の省力化・効率化を図ります。</p> <p>※ 「工事着工について(届)、現場代理人届、〔専任の〕主任(専門)技術者届」に統合します。</p>	
19	工事における電子納品 特記仕様書について	<p>原則、すべての工事を電子納品対象工事とします。詳細については、特記仕様書を参照ください。</p> <p>※ 書類のペーパーレス化を図るとともに、受注者の経費削減を図ります。</p>	
20	建設副産物情報交換システム(COBRIS)への登録について	<p>受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず、当初請負金額 100 万円以上の場合、建設副産物情報交換システム(COBRIS)に登録することとします。</p>	